

2015年6月5日

放送倫理・番組向上機構（BPO）

放送倫理検証委員会 御中

日本テレビ放送網株式会社

2015年3月6日付貴委員会決定第22号「“全聾の天才作曲家” 5局7番組に関する見解」（以下、「委員会決定」といいます。）を受け、弊社の対応につきまして以下の通りご報告申し上げます。

1. 委員会決定の報道

3月6日の「news every.」において、決定内容を全国放送しました。決定の中で、「放送倫理違反があるとは言えないとする一方、内部検証について、だまされたのは仕方がないというところでストップしている」などと指摘されたことを受け、弊社は「指摘された点を今後の番組制作に活かしてまいります」と伝えました。

2. 委員会決定内容の共有

1) 局長会を通じて全社員への情報共有

3月9日、局長以上の会社経営陣、業務執行責任者で構成する「局長会」において、コンプライアンス推進室長から、委員会決定の概要を報告しました。各局長を通じて、それぞれの配下の全社員にも情報は共有されました。

2) 放送倫理・視聴者対応委員会での情報共有

3月12日、放送倫理関連の情報を共有する社内の横断的な「放送倫理・視聴者対応委員会」において、考査部長から委員会決定の要旨を子細に説明した上で、各自委員会決定を熟読し、決定中のご指摘をしっかり受け止め、対応策を議論するよう促しました。

3) 番組制作向上プロジェクトの開催

4月14日、編成部長をリーダーとする番組制作・報道及びコンプライアンス関連部署の局次長・部長クラスで構成する「番組制作向上プロジェクト」において、事案の原因や今後の再発防止策についてメンバー間で活発な議論を行いました。

4) 報道局内での再発防止に向けた事案の共有

報道局では、事案の本質を知ることが再発防止への最大の方策であり、スタッフが「この様なことがあったから、気を付けよう」という認識を共有することが最も重要と考えています。この認識の共有を図るために、管理職やデスクが出席し、放送内容や表現をテーマに話し合う「編集会議」で数回にわたって本件企画を取り上げ、議論しました。この会議の内容については、出席者が配下のスタッフに説明し、報道局内全体での共有を図りました。

3. 番組審議会への報告

3月24日、委員会決定全文を番組審議会の場で配布し、コンプライアンス推進室長より決定内容と、今後の対応などについて報告しました。

4. 再発防止に向けた報道局の具体的な取り組み

取材、監修を行った社会部、news every.を中心に、現場レベルでの検証や検討作業を行ったうえで、報道局の管理職とデスクで構成される局内の危機管理対応の組織「報道向上プロジェクト」にて内容の精査を行い、現場にフィードバック、周知共有を図りました。具体的な検証内容については以下の通りです。

1) 「記譜シーンの撮影を拒否」、「手をあてて音色が分かる」について

本件企画では佐村河内氏の「記譜シーンの撮影を拒否」した対応、「スピーカーやピアノに手をあてて音色が分かる」という超人的な能力について、佐村河内氏の虚偽の説明を信じて制作、放送しました。

A. 「記譜シーンの撮影を拒否」についての検証では、担当記者が譜面を見せられ、専門用語を使って曲の構想などを説明されたこと等により、佐村河内氏が作曲したことに疑いを挟まなかったことから、取材過程もしくは監修時に音楽分野の専門家への相談が必要であったとの意見で一致しました。

また、音楽家であるにも関わらず、記譜シーンの撮影を頑なに拒否したことについての検証では、拒否をした行為に「何かあるのでは」と考え、警戒心を持つべきであった、より注意深く、取材・放送を行う必要があったとの認識で一致しました。

B. 「スピーカーやピアノに手をあてて音色が分かる」という超人的な能力についても、報道局内の医療担当記者や専門家に相談する等の対応を行う必要がありました。さら

に、実際に手で音色を感じてもらおう等の取材対応も考えるべきだったのではないかとの認識で一致しました。

C. 上記2点については、佐村河内氏の嘘に対するアラーミング・サインと言えるものであり、これらに敏感に反応するためには、“常に醒めた目の重要性（客観視）”をさらに強く意識する必要があることを確認しました。

具体的には、感動的な話や驚異的な話も含め、最初から疑いの目を持って慎重に取材すること、特に、卓越した技術や超人的能力等については、担当者が基礎的文献検索の必要性を意識するだけでなく、報道局内の当該分野に強い記者や複数の専門家に意見を聞き、信憑性を確かめることが必要であることを改めて確認し、局内にて共有しました。同時に専門家の選定についても、極めて重要であることを再確認しています。

2) 「一定の社会的評価を得ている人物」の裏付け取材

今回の決定では、「全聾の作曲家として、一定の社会的評価を得ている人物として、佐村河内氏の裏付け取材を十分にしていない。そうした取材のあり方についての検証や検討が不十分ではないか。」とのご指摘を受けました。

改めて本件企画を検証しましたところ、佐村河内氏が「全聾の作曲家」として登場することから、生い立ちや作曲活動については、より意識して取材を進める必要があったとの結論に至りました。

本件企画では、佐村河内氏の人となりについて、コンサート企画会社の担当者、ピアニスト、そして被災地の取材対象者等より話を聞いています。しかしながら、いずれも佐村河内氏に肯定的であったことから、取材者、監修者の警戒感を高めるには至りませんでした。

しかし、ここで人物の取材を終えることなく、どのような音楽教育を受けてきたのか、どのような音楽環境に育ったのか、「全聾の作曲家」である以上、殊更意識する必要があります。特に、幼少期の音楽環境や教育が重要とされているクラシック音楽の企画ですので、音楽教育や育成環境、さらには母親の音楽的バックグラウンドの確認等を行えば、アラーミング・サインにつながる内容を把握する機会が得られた可能性があったとも考えられます。

このため、「一定の社会的評価」を受けた人物について、それが社会的な信頼性が高いといわれているものの評価であっても、評価をそのまま鵜呑みにすることなく、人物についての取材を行う必要があることを改めて確認し、共有しました。

また、報道局では障害者に対して、その心情に配慮して、取材を通じて障害の有無が分かる場合には、身障者手帳等の提示を必ずしも義務付けていませんでしたが、本件を受けて、身障者の心情に配慮しつつ、身障者手帳の提示を求めることを原則としました。

また、資格（身障者手帳含む）、免許、届け出などの確認についても可能な限り映像や紙で残すこととしています。

さらに、身障者手帳等の確認があった場合でも、引き続き「取材対象者の所作」については意識して取材することを併せて確認しています。

3) その他の対応

* 「再現」、「イメージ映像」について

本件企画では直接的な再現映像は使用しませんでした。佐村河内氏の音の聞こえ方について、イメージ映像を使用しました。

イメージ映像の使用については、弊社内の制作ルールがあり、本件企画はこのルールに則って放送したのですが、報道局では改めてこの内容を確認し、イメージ映像の使用と再現の扱いについて共有しました。

* お詫びの放送について

放送内容に誤りがあった場合には、視聴者に対して誤りがあったことを明らかにし、正しい内容を伝えることが視聴者の信頼を維持するうえで、極めて重要な対応であることを改めて確認、報道局内での周知を図りました。

また、誤りとはいえないケースでも情報が更新され、より正確性が増している場合については、その都度新しい内容を放送することも併せて確認しました。

* 取材協力者への対応について

本件のような事案では、善意の番組協力者に対して事実関係の説明と、謝罪を迅速にかつ誠意をもって行うことを改めて確認しました。

最後に、報道局内の研修についてですが、仕事を始めるスタッフ全員が受講する「初級研修」では、「メディアが嘘を見抜けなかった」一例として本件企画を取り上げました。

また、業務開始から3年超のスタッフを対象とする「4年次研修」、同じく10年超のスタッフを対象とした「11年次研修」でもテーマの一つとしています。研修では本件企画を視聴したうえで、研修生間で問題点を議論し、研修生一人ひとりが自らの問題として本件を認識し、考える対応を行っています。

5. おわりに

今回、社会的評価を得た創作者に対しても、複数の目で疑いの目を持ち、専門家の力を借りるなどして一定の水準の裏取りを、さまざまな角度から試みるべきであるとの教訓を得ました。

裏取りに努めても、作曲家、文筆家、画家などの創作者が、不正行為なしに作品を創り出したと100%確証を得ることは困難です。社会悪の追及を主眼とするものでなければ、取材対象者が非礼と感じるような検証に邁進するわけにいかないのが現実です。それでも一定水準の裏取りを経て、信ずるに足る合理性があると判断したならば、そして当該人物の活動を社会に伝える意味があるならば、「本物」の前提で報じることになるでしょう。大切なのは、報道内容と異なる事実が明らかになった場合、速やかに訂正していくことだと考えます。

弊社の一人一人が今回の教訓を活かし、佐村河内氏のような人物が世の中に存在することを肝に銘じ、「プロとして必要な裏取り」の実行を徹底し、日々の報道に努めてまいります。

以上